

## 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案について

### 1 制定理由

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園の設置について、当該中核市の長が認可をすることとされた。

市は、幼保連携型認定こども園の認可をする際に必要となる「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準」について、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものである。

### 2 条例案の内容

#### (1) 学級の編制

学級の編制に関する主な基準として、「編制する園児の年齢、人数」について定める。

#### (2) 職員

職員に関する主な基準として、「職員の数」、「職員の資質の向上」について定める。

#### (3) 設備

設備に関する主な基準として、「園舎・園庭」について定める。なお、保育環境の充実を図る観点から、「乳児室の面積は、満2歳に満たない乳幼児1人につき3.3平方メートル以上」とする。

#### (4) 運営

運営に関する主な基準として、「教育・保育の時間」、「給食」、「子どもや保護者への対応」について定める。また、園児の人権に係る部分において、「青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえること」を定める。

#### (5) 独自基準

独自基準として、「暴力団員の排除」、「苦情内容の記録」について定める。

### 3 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日予定）

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成二十六年 月 日提出

青森市長 鹿内 博

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 平成十八年法律第七十七号。

以下「法」という。) 第十二条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 以下「設備運営基準」という。) を定めるものとする。

定義)

第二条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

設備運営基準の本旨)

第三条 設備運営基準は、園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを本旨とする。

設備運営基準の向上)

第四条 市長は、設備運営基準を常に向上させようとする。

2 市長は、前条の本旨の実現に資するため必要があると認めるときは、青森市健康福祉審議会の意見を聴いて、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

設備運営基準と幼保連携型認定こども園の責務)

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

幼保連携型認定こども園の一般原則)

第六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、青森市子どもの権利条例 平成二十四年青森市条例第七十三号)の基本的な考え方を踏まえつつ、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の位置を、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に、当該施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。この場合において、設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

幼保連携型認定こども園の職員)

第七条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める当該施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者及び職員は、青森市暴力団排除条例 平成二十三年青森市条例第三十三号)第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該施設の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

ない。

他の施設の職員又は設備を兼ねるときの基準)

第八条 幼保連携型認定こども園においては、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員 園児の保育に直接従事する職員を除く。)の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。

2 幼保連携型認定こども園においては、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を除く。)の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。

園児を平等に取り扱う原則)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

虐待等の禁止)

第十条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法 昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十一条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

食事)

第十二条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児 保育を必要とする子どもに限る。)に食事を提供しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法 第八条第二項の規定により、当該施設の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児に食事を提供するときは、その食事が食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであり、かつ、その献立が変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を

含有するものとなるよう努めなければならない。

4 前二項の規定による調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の食育の推進に努めなければならない。

（秘密保持等）

第十三条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該職員でなくなった後においても同様とする。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応等）

第十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の周知を図らなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、教育及び保育並びに子育ての支援について、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言の内容を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園の設置者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

（学級の編制の基準）

第十五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、満三歳以上の園児について、法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育が行われるよう学級を編制するものとする。

2 幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数は、三十五人以下でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 幼保連携型認定こども園の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

職員の数等)

第十六条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 前項に規定する保育教諭等の配置について、特別の事情があるときは、当該保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とし、一園当たり常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

4 前項の規定を適用する場合において、同項の表に定める職員の員数の算定については、次に掲げるところによるものとする。

一 前項の表に定める員数は、副園長 幼稚園の教諭の普通免許状 教育職員免許法 昭和二十四年法律第四百十七号）第四條第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八條の十八第一項の

登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数とすること。

二 前項の表に定める員数は、同表の上欄に掲げる園児の区分ごとに同表の下欄に定める園児数に応じ定める数を合算した数とすること。

三 前項の表の満四歳以上の園児の項及び満三歳以上満四歳未満の園児の項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とすること。

四 園長が専任でない場合は、原則として前項の表に定める員数を一人増加すること。

5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第二十一条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

（園舎及び園庭）

第十七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下これらを「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十九条各号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第二十条各号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の規定により保育室等を三階以上の階に設ける場合において、当該三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積 平方メートル
一学級	一八〇
二学級以上	三二〇に、一〇〇に学級数から二を減じた数を乗じて得た数を加えた数

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積 平方メートル
一学級以下	三三〇に、三〇に学級数から一を減じた数を乗じて得た数を加えた数
三学級以上	四〇〇に、八〇に学級数から三を減じた数を乗じて得た数を加えた数

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

園舎に備えるべき設備)

第十八条 園舎には、次に掲げる設備 第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる

場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それ



ぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
  - 二 乳児室又はほふく室
  - 三 保育室
  - 四 遊戯室
  - 五 保健室
  - 六 調理室
  - 七 便所
  - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室 満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第二十一条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第二項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第二項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- 一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
  - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

保育室等を二階に設ける建物に係る設備の基準)

第十九条 保育室等を二階に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。

二 建築基準法 昭和二十五年法律第二百一十号) 第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

三 常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。

四 次に掲げる避難用の設備のうちいずれか一以上の設備が設けられていること。

イ 屋内階段 建築基準法施行令 昭和二十五年政令第三百三十八号) 第二百三十三条第一項各号に規定する構造のものであって、建築物の一階から二階までの部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、

同条第三項第二号、第三号及び第九号の規定に該当するものに限る。)。

ロ 待避上有効なバルコニー

ハ 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

ニ 屋外階段

保育室等を三階以上に設ける建物に係る設備の基準)

第二十条 保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。

二 常用の屋内階段 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造のものに限る。又は屋外階段 保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、同条第二項各号に規定する構造の屋外階段が設けられていること。

三 次に掲げる避難用の設備のうちいずれか一以上の設備が設けられていること。

イ 屋内階段 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造のものであつて、建築物の一階から三階まで保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、当該保育室等が設けられている階まで）の部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室 保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、外気に向かつて開くことのできる窓又は排煙設備 同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有するものに限る。）を通じて連絡し、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の規定に該当するもの又は同条第三項各号に規定する構造のものに限る。）

ロ 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、当該屋外傾斜路に限る。）

ハ 屋外階段 保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造のものに限る。）

四 前二号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該設備に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

五 調理室に次に掲げる設備のうちいずれか一以上の設備が設けられていること。

イ 調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されるとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部

分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ロ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

ハ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

六 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例)

第二十一条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第十二条第二項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、市 保健所を含む。等に属する栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー疾患、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

園具及び教具)

第二十二條 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に、学級数及び園児数に応じ、必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。この場合において、当該園具及び教具は、教育及び保育、保健衛生並びに安全について適切な配慮がなされたものでなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、前項の園具及び教具を常に改善し、補充しなければならない。  
教育及び保育を行う期間及び時間

第二十三條 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間 次号において「教育時間」という。は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間 満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。  
履修困難な教科の対応

第二十四條 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科について、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

保護者との連絡

第二十五條 園長は、園児の保護者と常に密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

子育て支援事業の内容

第二十六條 幼保連携型認定こども園の設置者は、保護者に対する子育ての支援について、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育

に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、地域の人材、社会資源の活用を図るよう努めつつ、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

#### 掲示)

第二十七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

#### 附 則

##### 施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 平成二十四年法律第六十六号。以下「二部改正法」という。)の施行の日 以下「施行日」という。)から施行する。

##### 見直し)

第二条 市は、第三条に規定する設備運営基準の本旨に則し、第四条第一項の規定により設備運営基準について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

##### みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第三条 施行日から起算して五年間は、第十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお一部改正法による改正前の法第三条第一項の規定により青森県が条例で定める要件の例による事ができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第十七条、第十八条及び第二十二条の規定にかかわらず、当分の間、なお一部改正法による改正前の法第三条第一項の規定により青森県が条例で定める要件の例による事ができる。

幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第四条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第十六条第四項の規定の適用については、同項第一号中「かつ」とあるのは、又は」とすることができる。

幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第五条 施行日の前日において現に幼稚園 その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第十七条の規定の適用については、当分の間、同条第三項中 第十九条各号に掲げる要件を満たす」とあるのは 耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える」と、同条第七項第一号中 面積のうちいずれか大きい面積」とあるのは 面積」とし、同号ロの規定は適用しない。

2 前項の場合における第十八条第六項の規定の適用については、当分の間、同項第三号の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において現に保育所 その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。

以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第十七条の規定の適用については、当分の間、同条第六項中 次の各号に掲げる面積を合算した」とあるのは 園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した」とし、同項第一号及び第二号の規定は適用せず、同条第七項第一号中 次に掲げる面積のうちいずれか大きい」とあるのは 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た」とし、同号イ及びロの規定は適用しない。

4 前項の場合における第十九条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中 園児」とあるのは 乳幼児」と、同条第二号中 耐火建築物」とあるのは 耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物 同号ロに該当するものを除く。)と、同条第四号中 設備の」とあるのは 施設又は設備の」と、設備が」とあるのは 施設又は設備が」とする。

5 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該

幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭 第十七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の敷地内又は隣接する位置に設ける園庭に加えて、次に掲げる要件を満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。



#### 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案するものである。



## 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例案骨子

### 1 条例の趣旨

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

### 2 対象となる施設

幼保連携型認定こども園

### 3 主な基準

項目	内容
総則	設備運営基準（最低基準） 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準（最低基準）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 設備運営基準（最低基準）を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準（最低基準）を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
	一般原則 幼保連携型認定こども園は、青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえ、園児の人権に配慮するとともに、人格を尊重しなければならない。 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 幼保連携型認定こども園には、施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
職員	幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
	幼保連携型認定こども園の職員は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。
	幼保連携型認定こども園は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
他の学校又は社会福祉施設の設備及び職員を兼ねるときの設備及び職員の基準	幼保連携型認定こども園は、必要とする場合は、設備及び職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、設備については乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所、職員については園児の保育に直接従事する職員を除く。
園児を平等に取り扱う原則	幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条等によって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	幼保連携型認定こども園の職員は、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

項目	内容
懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園の園長は、園児に対する懲戒に関しその権限を濫用してはならない。
食事	幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事を提供しなければならない（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入もできる。）。
	幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したもの等となるよう努めなければならない。
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
	幼保連携型認定こども園は、園児の食育の推進に努めなければならない。
秘密保持等	幼保連携型認定こども園の職員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児等の秘密を漏らしてはならない。
	幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た園児等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
苦情への対応等	幼保連携型認定こども園は、苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。
	幼保連携型認定こども園は、苦情を受け付けた場合は、その内容を記録しなければならない。
	幼保連携型認定こども園は、市から指導又は助言等を受けたときは、必要な改善を行うよう努めなければならない。
	幼保連携型認定こども園は、運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。
学級の編制に関する基準	満3歳以上の園児について、学級を編制するものとする。
	1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
	学級は、学年の初めの日の前日において同年齢の園児で編制することを原則とする。
職員に関する基準	幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければならない。
	保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は専任の助保育教諭若しくは講師が限定的に代替することができる。
	教育及び保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。ただし、常時2人以上置かなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 満4歳以上の園児おおむね30人につき1人</li> <li>② 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人</li> <li>③ 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人</li> <li>④ 満1歳未満の園児おおむね3人につき1人</li> </ul>
	幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合は不要。）。
	<p>幼保連携型認定こども園には、次の職員を置くよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 副園長又は教頭</li> <li>② 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</li> <li>③ 事務職員</li> </ul>

項目	内容	
設備に関する基準	一般的基準	<p>幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。</p> <p>幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>
	園舎及び園庭	<p>幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>園舎は、2階建以下を原則とする（特別の事情により、3階建以上も可とする。）。</p> <p>保育室等は1階に設置するものとする（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（原則満3歳未満の園児に係るものに限る。）も可とする。）。</p> <p>園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接地への設置を原則とする。</p> <p>園舎の面積は、幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満の園児に係る部分に限る。）を合算した面積以上とする。</p> <p>園庭の面積は、満3歳以上の園児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳の園児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上とする。</p>
園舎に備えるべき設備	園舎に備えるべき設備	<p>園舎には、次の設備を備えなければならない（特別の事情により、保育室と遊戯室、職員室と保健室は、兼用を可とする。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員室</li> <li>② 乳児室又はほふく室 (満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合)</li> <li>③ 保育室</li> <li>④ 遊戯室</li> <li>⑤ 保健室</li> <li>⑥ 調理室</li> <li>⑦ 便所</li> <li>⑧ 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</li> </ol>
		<p>満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数以上備えなければならない。</p>
		<p>食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる。</p>
		<p>飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p>
		<p>各居室（ほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、保育所基準による面積以上とする。</p>
		<p>乳児室の面積は、満2歳に満たない乳幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。</p>
		<p>園舎には、次の設備を備えるよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放送聴取設備</li> <li>② 映写設備</li> <li>③ 水遊び場</li> <li>④ 園児清浄用設備</li> <li>⑤ 図書室</li> <li>⑥ 会議室</li> </ol>

項目		内容
	園具及び教具	幼保連携型認定こども園には、園具及び教具を備えなければならない。
運営に関する基準	教育及び保育を行う期間及び時間	幼保連携型認定こども園における教育週数は39週以上とし、標準的な教育時間は1日につき4時間とする。 幼保連携型認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とする。
	子育て支援事業の内容	保護者に対する子育ての支援は、地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要と認められるものを、適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
	掲示	幼保連携型認定こども園は、公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
	履修が困難な教科の指導	園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。
	保護者との連絡	園長は、常に保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
経過措置等	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	みなし幼保連携型認定こども園（設置の認可があったものとみなされた幼保連携型認定こども園）の職員配置については平成27年4月1日（予定）から5年間、設備については当分の間、従前の例によることができる。
	幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	平成27年4月1日（予定）から起算して5年間は、幼保連携型認定こども園の副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りる。
	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例を定める。

#### 4 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日予定）